8　次に掲げる軽油自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前三項又は附則第十二条の二の五第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年八月三十一日（第二号に掲げる自動車にあつては、平成二十三年八月三十一日）までに行われたときに限り、第百十九条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号又は第三号ロに掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一）を、第三号イに掲げる軽油自動車にあつては百分の〇・五をそれぞれ控除した率とする。

一　車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三　車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ　乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ　車両総重量が二・五トンを超えるバス又はトラックのうち、平成二十一年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第十二条の二の四　自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第百二十条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第十二条の二の五　次に掲げる自動車（以下この項において「第一種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得（附則第十二条の二の三第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

一　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

2　次に掲げる自動車（以下この項において「第二種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車の取得（附則第十二条の二の三第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第百十八条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

一　エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

3　前二項の規定は、第百二十二条第一項又は第百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第十二条の三第一項中「第四項」及び「同項」を「第三項及び第四項」に改め、「（第三項において「電気自動車等」という。）」を削り、同項第一号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成十一年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改め、同条第三項の表以外の部分を次のように改める。

次に掲げる自動車に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十三年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十四年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一　電気自動車	
二　次に掲げる天然ガス自動車	
イ　道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの	車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの
ロ　車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この号及び次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの	
三　充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）	
四　エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項及び第五項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの	